

大工棟梁横田氏の建築生産の実態について

—横田家大工文書の研究（2）—

Consideration on the Architectural Works by Master Builders,
the Yokotas

白井 裕泰 *
Hiroyasu Shirai

五ノ井 浩二 **
Kouji Gonoi

1. はじめに

横田氏は、東北地方において蜘蛛流と呼ばれる大工集団を形成し、江戸後期から明治期にかけて、活発な建築生産活動を行った大工棟梁である。横田家文書¹⁾によると、その活動範囲は、彼が在住した三春藩内はもとより伊達、標葉、樅葉、岩城平、山形湯殿山・羽黒山におよび、横田氏が建立または修理した建築の数は、6代185年をかけて、寺院21寺26棟、神社18社22棟、住宅他17棟、合計65棟におよぶ。

また横田家大工文書は、全体で859点を数え、内容によって分類すれば、請合（施工契約）関係文書27点、木割（材料寸法・数量）関係文書98点、見積（工数・作料）関係文書59点、入用（工賃・飯米などの支給）関係文書184点、絵図（平面図・立面図・断面図・小屋伏図・規矩図・詳細図・絵様図など）424点、その他文書67点からなっている。

横田家大工文書は、東北地方における地方大工の建築生産活動の実態を明らかにする上で、極めて重要な資料であるといえよう。

本論文は、横田家によって残された大工文書を資料として、その解読・分析を通して建築生産の具体的な内容を明らかにしようとするものである。

ここでは、膨大な資料の中から、「舟生山昌源寺」に関する大工文書を取り上げ、基本資料とする。ところで建物別の文書数の多いものからあげてみると、牧牛山普賢寺42点、鹿島神社26点、舟生山昌源寺22点、針湯温泉21点、社倉18点、八幡村観音堂・湯殿山大日寺・岩城稻荷神社17点、仁井町観音堂・荻野家住宅16点、駒形神社15点（以下省略）などとなっている。このうち普賢寺と鹿島神社は、工数・入用に関する文書がほとんどであり、この資料から建築生産の全体像を鳥瞰することはできない。これに対して、昌源寺に関する文書は、文書数が多く、請合・木割・見積・入用関係の文書がバランスよく残っている。それゆえこの文書を基本資料として取り上げることにする。

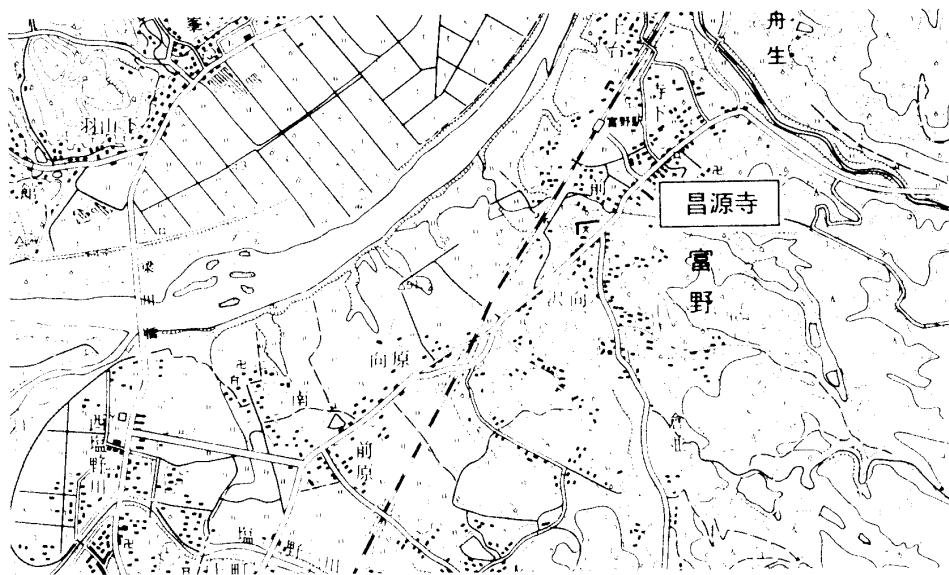
2. 舟生山昌源寺本堂について²⁾

靈明山昌源寺は、梁川町大字舟生字寺下に所在する曹洞宗寺院である。同町に所在する臥龍山興国寺の末寺であった時は、舟生山昌源寺と呼ばれていた。

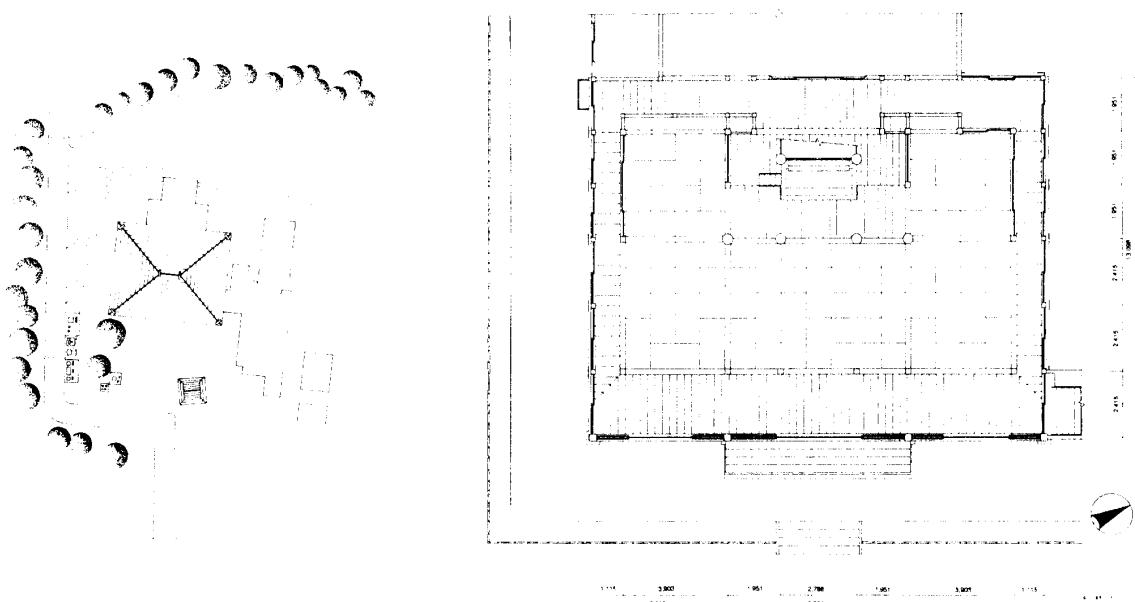
創立沿革など詳しいことはわからないが、少なくとも寛永9年（1632）には、開山怪山貫益和尚によって再興されたと伝えられている。

本堂は桁行3間、梁行6間、六間型方丈形式

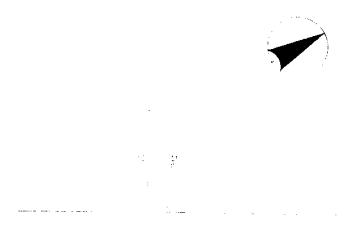
*住居学科 **清水建設



挿図-1 霊明山昌源寺位置図（梁川町大字舟生地内）



挿図-3 昌源寺本堂 平面図



挿図-2 昌源寺 配置図



挿図-4 昌源寺本堂 大間・仏間境 虹梁



挿図-5 昌源寺本堂 木鼻



挿図-6 昌源寺本堂 台輪木鼻



挿図-7 昌源寺本堂 正面



挿図-9 昌源寺本堂 大間



挿図-8 昌源寺本堂 正・側面



挿図-10 昌源寺本堂 平三斗組物

であり、組物は、側まわり正面に平三斗、その他三面に舟肘木、内外陣境に二手先尾垂木付が用いられ、軒は二軒・繁垂木、屋根は寄棟造・銅板葺（当初は茅葺き）、縁・向拝は設けられていない。この本堂は正面のみに頭貫・台輪構えの禅宗様的要素を取り入れているが、その他は和様を主にまとめている点に特徴がみられる。本尊として、釈迦牟尼如来が安置されている。

横田家文書によると、この本堂は文政12年(1829)に設計され、翌天保元年(1830)から工事が開始されたと考えられる。しかし天保3年(1833)には造作の見積をしたにもかかわらず、何らかの理由で工事を一時中断したようである。実際に造作工事に着手したのは弘化3年(1846)であり、すべての工事が完了したのは嘉永2年(1849)と考えられる。このように昌源寺本堂の設計から竣工まで20年間を費やしているが、これほど長い期間を費やしたのは、造営費用の調達が困難を極めたことによるものと想像され

る。

その後の修理は、昭和11年に茅葺から銅板葺に葺き替え、さらに昭和56年に銅板葺を全面的に葺き替え、同時に開山堂を修理した。また昭和32年に外まわりに建て込まれていた障子戸をガラス戸に取り替えている。

このように、現本堂は横田左衛門によって嘉永2年に建立されたものであり、さらに横田家には昌源寺本堂の普請関係文書が少なくとも22点ほど保存され、幕末期の普請内容を詳細に知ることができ、注目される。

3. 舟生山昌源寺に関する文書

『滝根町古文書調査報告4』(1986年、滝根町教育委員会)から舟生山昌源寺に関する文書をすべてあげれば以下のようになる。ただし文頭の番号はこの報告書で採用された目録番号である。

27 船生山昌源寺御客殿木割扣帳			法と員数が、櫻・松・杉などの材種別に記載されている。材種の使い方は、一部に例外はあるものの、基本的には軸部まわりが櫻、軒まわりが杉、小屋まわりが松となっている。
文政十二・十二	控書 一冊		
28 昌源禪寺本堂 建木割簿			
文政十三・三	原本 一冊		
29 船生山殿堂造作積立扣帳			
天保三・五	控書 一冊		
30 船生山殿堂造作積帳			
天保三・五	控書 一冊		
31 米金渡方 弘化三・十	原本 一冊		
32 殿堂造作渡方一札之事			
弘化四・十	原本 一通		
33 覚 弘化四・十二	控書 一通		
34 金子渡方簿 弘化四・十二	原本 一冊		
35 御寺大工様諸通			
嘉永元・六	一冊		
36 味噌之通 嘉永元・八	原本 二通		
37 船生山	一通		
38 昌源寺建前之仕訳書	下書 一通		
39 昌源寺十月改・同十一月改	一通		
40 船生山殿堂造作木割帳	原本 一冊		
41 船生山	原本 一枚		
42 扇垂木大略圖(ママ)	原本 一枚		
43 覚 船生山之図	下書 一枚		
44 船生山法堂外陳家来虹梁	一枚		
45 船生山表中之間蛙股・外陳八尺間虹梁・内陳八 尺間虹梁	原本 一枚		
46 昌源寺前机	原本 一枚		
47 伊達昌源寺須弥檀正図	一枚		

3-1 昌源寺に関する文書の概要

昌源寺に関する文書の内容について、その概要を以下に記す。

27 船生山昌源寺御客殿木割扣帳（文政12丑年

12月大吉日／棟梁 規龍）

この文書は、文政12年(1829)棟梁規龍によつて書かれた昌源寺本堂の木割帳である。ここには、軸部まわりの柱・吊束・縁束・大引・貫・頭貫・虹梁・差敷居・差鴨居・桁・組物(大斗・巻斗・肘木・拳鼻)・幕股、軒まわりの隅木・木負・茅負・裏甲・垂木、小屋まわりの括木・小屋梁・棟木・叉首・小屋束・小屋貫の部材寸

28 昌源禪寺本堂并建木割簿

(文政13寅歳3月大吉祥日／記述者不明)

この文書は、「船生山昌源寺御客殿木割扣帳」とほぼ同じ内容の木割帳である。ただし、角茅負・角木負・裏甲・吊鴨居・縁束に関する記載がない。

29 船生山殿堂造作積立扣帳

(天保3辰5月吉日／棟梁 横田母九財門)

この文書は、天井の部に坪当たりの工数(2通り)、坪数、総工数と総作料(2通り)、長押・敷居・鴨居・建具の部に1本当たりの工数(2通り)、員数、総工数と総作料(2通り)、その他床の間・書院・須弥壇・前机・開山堂壇・位牌堂壇などは総工数と総作料(2通り)、そして最後に全体の工数と作料(2通り)および2通りの作料の差額が記載されている。

30 船生山殿堂造作積帳

(天保3辰5月吉良日／棟梁 横田母九財門)

この文書の最後には

天保三辰吉日

番匠大工棟梁 横田母九財門 印

船生山殿堂

御普請をり

御世話人礼中様方

御役人様方

大方丈様

御納所様へ

とあり、横田母九財門が施主である昌源寺の住職と立会人である世話人と役人に対して提出した造作に関する見積書である。

見積の内容は、基本的に前記の「船生山殿堂造作積立扣帳」と同じであるが、天井の部にお

いて「外陳折上天井」「内陳折上天井」の2項目が欠落していることと、単位当たりの工数・総工数・総作料が原則として1通りしか記載されていないことが異なる。

31 米金渡方

(弘化3午年10月17日／昌源寺 典座／横田杢左衛門)

この文書は、施主である昌源寺が、弘化3年から4年にかけて、施工者である横田杢左衛門に渡した米料と金額を記録した帳簿である。昌源寺が支払った作料は、金11両1分1,600文、米5俵1.5斗であった。

昌源寺請切造作積り書

(記述年・記述者不明)

この文書は、「米金渡方」後半部に書かれていた「造作」に関する見積書である。天保3年の「船生山殿堂造作積立扣帳」「船生山殿堂造作積帳」とほぼ同じ内容をもつが、一部「椽」に関する項目が追加され、「建具」に関する項目が削除されている。またこの見積における総工数1,222人、総作料43両2分2朱115文は、ともに天保3年のときの見積を大きく下回っているが、これは「造作」工事が始まってから、さらに見積調整を行ったのであろう。

32 殿堂造作渡方一札之事

(弘化4未10月／昌源寺 両村名主 同大世話人／横田杢左衛門様)

この文書は、「一札之事」とあることから、契約・取り決めに際しての証明書・証文・手形であることがわかる。すなわち施主である昌源寺が、立会人である名主と世話人と連名で、施工者である横田杢左衛門に対して本堂の造作を依頼した、いわゆる「造作」工事の契約書である。

33 覚

(弘化4未4月12日／大工棟梁 横田杢左衛門／伊達船生村 昌源寺様 御役人様 御世話人

様)

この文書は、大工棟梁横田杢左衛門が作料の受領書として、昌源寺・役人・世話人宛に書いた覚書である。この中に「諸取高三拾壱両ニ三拾壠俵也」とあるのは、「昌源寺建前仕訳書」によると「建前」に関する「取高」(作料)が「六拾六両壱分ト式貫五百式拾九文」であり³⁾、また「殿堂造作渡方一札之事」によると「造作」に関する作料が「六拾両ニ六拾俵」であることから、「建前」「造作」以外の追加普請に対する作料を指しているのであろう。

34 金子渡方簿 (弘化4未年12月／昌源寺 衣鉢所／横田杢左衛門)

この文書は、昌源寺から「造作」の作料(工賃)として横田杢左衛門およびその配下の大工に支払われた金銭の帳簿である。昌源寺が支払った金銭の合計は26両2分2朱550文であった。

35 御寺 大工様 諸通 (嘉永元年申6月11月辰／原市)

この文書は、原市から「造作」の作料として横田杢左衛門の配下の大工に支払われた金銭と米の帳簿である。原市が支払った金銭と米の合計は、金2両2分3朱172.5文(1両=6,440文として換算)、米12俵2斗5升(1俵=4斗として換算)であった。ただし金銭は「米代金之内渡し」という添え書きがあることから、本来、米で支払うべきところ金銭に換算して支払ったと考えられる。したがってこの「諸通」は、昌源寺が「造作」の作料として支払うべき扶持米を、米問屋である原市を通して大工に支払ったことを物語っている。

36 味噌之通 (嘉永元年8月吉日／同所 斎藤喜蔵／昌源寺細工大工様)

この文書は、原市の斎藤喜蔵が昌源寺の普請を行っている大工に渡した味噌・醤油の通帳である。横田杢左衛門が昌源寺・役人・世話人に提出した33「覚」に「味噌代引」とあることから、杢左衛門が後日通帳にしたがって清算した

ものと考えられる。この味噌・醤油は、昌源寺の支給であり、大工が普請現場で自ら貯いをするために借り買いされたものであろう。

37 船生山

(記述年・記述者不明)

この文書は、天井まわりの工数・作料に関する見積書であり、天井総工数334人、総作料12両1分230文となっている。この内容は、「昌源寺請切造作積り書」の中の天井まわりに限定された見積であり、両者を比較すると、後者に対して「船生山」には位牌堂と開山堂の天井に関する項目が欠落していることと、概して、前者の方の見積工数が少ないことがわかる。これは、この文書が正式の見積の前段階に試算的に見積もられたためと考えることができる。

38 昌源寺建前之仕訳書 覚

(記述年・記述者不明)

この文書は、「建前」および追加普請に関する金銭と扶持米の受け取り状況を記録した覚書である。「建前」に対する作料は78両3分2朱2,900文であり、追加普請の作料は金31両、米3俵であった。

39 昌源寺十月改・同十一月改

(記述年・記述者不明)

この文書は、昌源寺の普請に関わった大工の月別稼働日数を記録したものである。10・11月の総工数は、棟梁塗左衛門8人、善蔵46人、寅吉47人、工八48人、工四郎23人であり、塗左衛門の時々の工事監理のもとに善蔵・寅吉・工八が中心となって普請したことが窺われる。

また「折上天井内外并ニ朱輪須弥裏迄不残」に11月27日から12月25日までの寅吉・工四郎・工八・善蔵の作料が記載されていることから、本文書は、「折上天井内外并ニ朱輪須弥裏」に先立って行われた造作に関する工数の記録簿であろう。したがってこの文書が記述されたのは、「造作」工事が契約された弘化4年10月以降であり、「昌源寺請切造作積り書」に椽・天井・長押・敷居・鴨居・建具の順に記載されている

のは、おそらく工程順と考えられるから、本文書は造作が始まってすぐの椽・天井にかかった工数を記録したものであり、したがって本書が記述された年は弘化4年となる。

折上天井内外并ニ朱輪須弥裏迄不残 (記述年・記述者不明)

この文書は、11月27日から12月25日まで各大工（寅吉・工四郎・工八・善蔵）に支払った作料の記録簿である。天井まわりの工事に対する作料の支払いであるから、弘化4年に記されたものであろう。

覚 (記述年・記述者不明)

この文書は、1月から12月まで日毎の工数を月毎にまとめた出面帳である。この覚書によると、1日あたり3・4人で仕事することが多かったことがわかる。この覚書の文頭に「未年分十一月晦日より二月十一日迄」に引き続き「二月」とあり、未年は弘化四年であるから、この覚書が記されたのは嘉永元年と考えられる。

40 船生山殿堂造作木割帳

(記述年・記述者不明)

この文書は、縁まわりの鼠走・縁板、造作として鴨居・長押・落掛・床框・書院、天井まわりの天井板・棹縁、建具として桟扉・舞良戸・障子戸・襖戸・戸袋、舗設として須弥檀・前机などの材質・部材寸法と員数が記載されている。

「造作」木割は「造作」見積に先行して作成されるから、この文書は「船生山殿堂造作積立扣帳」「船生山殿堂造作積帳」が記述された天保3年5月以前に記述されたものと考えられる。

41 船生山

(記述年・記述者不明)

図面中に「内外來光上之組物小ふし鼻」と書かれているように、これは昌源寺本堂の拳鼻の詳細図である。「建前」工事のとき描かれたものと考えられるから、少なくとも「昌源禪寺本

堂并建木割簿」が書かれた文政13年3月以後の近い時期に、描かれたものと考えられる。

42 扇垂木大略圖(ママ)

(記述年・記述者不明)

図面中に「伊達舟生村船生山正源寺 表半間軒伏地割」と書かれているが、この文面からすると必ずしも本堂の軒伏図かどうかわからない。仮に本堂の軒伏図であるとすれば、現状の本堂の軒が繁垂木であるから、当初扇垂木で計画したが何らかの理由（主に経済的理由であろうか）で繁垂木に変更したことも考えられる。

43 覚 船生山之図也 (記述年・記述者不明)

この文書は、大斗・巻斗・肘木・垂木・桁に関する部材寸法が記された木割帳である。「船生山昌源寺御客殿木割扣帳（文書27）」（文政12年12月）または「昌源寺本堂并建木割簿（文書28）」（文政13年3月）の一部の内容を記述したものである。特に垂木の寸法に注目すると、文書27・28では幅3寸4分、成4寸8分であるのに対して、本文書43では幅3寸、成3寸8分となっている。成が4寸8分から1寸低い3寸8分に変わったのは、当初扇垂木であったのを繁垂木に変更したことによるものと考えられるのではないか。このように考えると、この文書は、文書27・28の記された文政13年以後の近い時期に記されたことになる。

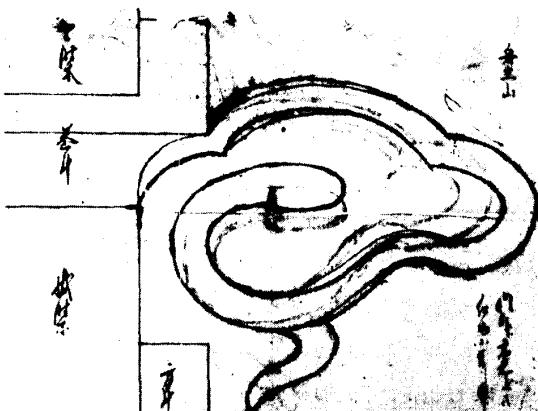
44 船生山法堂外陳家来虹梁

(記述年・記述者不明)

この図面は、昌源寺本堂外陣・広縁境中央虹梁の渦文詳細図であり、恐らく「建前」工事中の、文書41の「内外來光上之組物小ふし鼻」と同時期の、文政13年3月以後の近い時期に描かれたものと考えられる。

45 船生山表中之間蛙股・外陳八尺間虹梁・内陳八尺間虹梁 (記述年・記述者不明)

この図面は、昌源寺本堂正面各柱間中備幕股と内陣・外陣境、外陣・広縁境中央虹梁の詳細



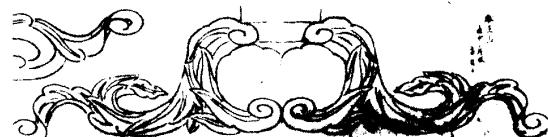
挿図-11 「舟生山 門外來光上之組物小ふし鼻」



挿図-12 「伊達舟生村船生山正源寺 表半間軒状地」



挿図-13 「舟生山法堂 外陣家来虹梁」



挿図-14 「舟生山 表中間蛙股」



挿図-15 「舟生山 表中間蛙股」



挿図-16 「舟生山客殿 蛙股之図」

図である。文書41・44と同じ時期に描かれたものと考えられる。

46 昌源寺前机 (記述年・記述者不明)

この図面は、本堂仏間に安置される前机の立面詳細図である。前机は、「船生山殿堂造作積立扣帳」「船生山殿堂造作積帳」（天保3年5月）によると「造作」工事に含まれているので、こ

これらの文書が記された天保3年5月以前の近い時期に、「昌源寺前机」が描かれたものと考えられる。

47 伊達昌源寺須弥壇正図

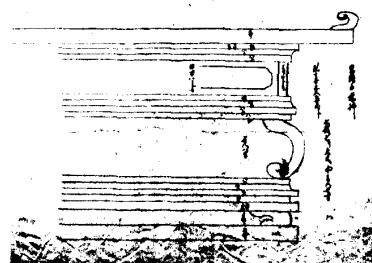
この図面は、本堂仏間に安置される須弥壇の立面詳細図である。須弥壇も、前机と同様に「造作」工事に含まれているので、文書46と同じく天保3年5月以前の近い時期に描かれたものと考えられる。

3-2 昌源寺に関する文書の分類

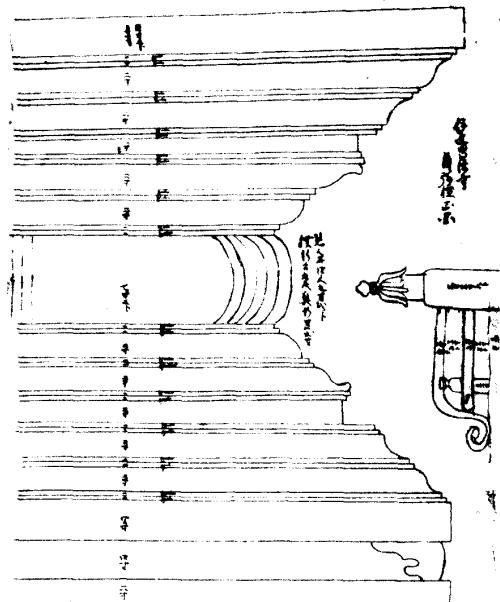
昌源寺に関する文書についてその内容を検討した結果、次のように分類することができる。

まず大きく分けると「建前」工事と「造作」工事に分けることができる。「船生山昌源寺御客殿木割扣帳」「昌源禪寺本堂并建木割簿」は「建前」工事部分の木割を記した木割帳であるが、これによると、「建前」の工事範囲は、軸部まわりの柱・吊束・縁束・大引・貫・頭貫・虹梁・差敷居・差鴨居・桁・組物（大斗・卷斗・肘木・拳鼻）・蟇股、軒まわりの隅木・木負・茅負・裏甲・垂木、小屋まわりの括木・小屋梁・棟木・又首・小屋束・小屋貫が含まれている。一方「造作」の工事範囲は、「船生山殿堂造作木割帳」によると、縁まわりの鼠走・縁板、造作として鴨居・長押・落掛・床框・書院、天井まわりの天井板・棹縁、建具として桟扉・舞良戸・障子戸・襖戸・戸袋、舗設として須弥壇・前机などが含まれている。

特に「造作」の過程を見ると、まず造作図面が作成され、造作木割を決定する。木割帳にしたがって見積をし、合意の上で施主と請負の契約をする。実際に工事が始まると大工の稼働日数を記録する出面帳や金・米などの作料の入用帳または通帳が作成される。すなわち「造作」工事に関して、設計－契約－施工の段階でそれぞれ必要な書類が作成される。設計段階では、設計図・木割帳・見積書、契約段階では契約書、施工段階では工数の出面帳、作料（金銭・扶持米・その他）の入用帳または通帳などがある。



挿図-17 「昌源寺 前机」



挿図-18 「伊達昌源寺 須弥壇正図」

「造作」工事関係はほぼ全種類の書類が残されているが、「建前」工事関係の書類は、契約－施工段階の書類が見あたらない。しかしながら、「建前」工事の工程も「造作」工事のそれと同じと考えることができる。

以上の点を踏まえて昌源寺関係の文書を整理すると次のようになる。

A. 「建前」

1. 設計段階

1) 図面

- ① 船生山 内外來光上之組物小ふし鼻
- ② 船生山法堂外陳家来虹梁
- ③ 船生山表中之間蛙股・外陳八尺間虹梁・内陳八尺間虹梁
- ④ 扇垂木大略國(ママ)

2) 木割帳

- ⑤ 船生山昌源寺御客殿木割扣帳（文政12年12月）

⑥昌源禪寺本堂并建木割簿（文政13年
3月）

3)見積書

⑦昌源寺建前之仕訳書 覚

2. 契約段階

契約書（無）

3. 施工段階

1)出面帳（無）

2)入用帳・通帳

⑧米金渡方（弘化3年10月）

⑨覚（弘化4年4月12日）

B. 「造作」

1. 設計段階

1)図面

⑩伊達昌源寺須弥檀正図

⑪昌源寺前机

2)木割帳

⑫船生山殿堂造作木割帳

3)見積書

⑬船生山殿堂造作積立扣帳（天保3年
5月）

⑭船生山殿堂造作積帳（天保3年5月）

⑮船生山

⑯昌源寺請切造作積り書（弘化4年）

2. 契約段階

⑰殿堂造作渡方一札之事（弘化4年10
月）

3. 施工段階

1)出面帳

⑱覚（弘化4年11月～嘉永元年12月）

2)入用帳

⑲昌源寺十月改 同十一月改（弘化4
年10・11月）

⑳折上天井内外 ニ朱輪須弥裏迄不残
(弘化4年11・12月)

3)通帳

㉑御寺大工様諸通（嘉永元年6月）

㉒味噌之通（嘉永元年8月）

4. 文書からみた普請過程

横田家に残された普請関係文書の中で、昌源寺本堂の建立に関するものは22点を数える。記述された年代が明らかなものから判断すると、文政12年（1829）12月「船生山昌源寺御客殿木割扣帳」が最初のものであり、嘉永元年（1848）8月「味噌之通」が最後であるから、昌源寺の普請は、少なくとも20年近くにも渡っていることがわかる。

さらに普請文書の内容からみると、工事は「建前」と「造作」の2期に分けられる。

「殿堂造作渡方一札之事」によると弘化4年（1847）10月に「造作」の請負契約が昌源寺と横田塙左衛門との間で取り交わされており、「覚」（出面帳）に弘化4年11月から嘉永元年12月までの記録があるので、「造作」はほぼ1年で完了したと考えられる。

「建前」は契約書などの普請文書が残されていないので、具体的な工事期間は不明である。しかしながら、「建前」に20年近くもかけていたとは考えにくく、恐らく「昌源禪寺本堂并建木割簿」が記された文政13年からそれほど遠くない時期には「建前」が終わり、追加工事を再開した弘化3年（1846）まで中断していたのであろう。天保3年（1832）年に「造作」の見積書である「船生山殿堂造作積立扣帳」「船生山殿堂造作積帳」を提出していることから、これまでに「建前」が完了したことを窺わせ、また実際に「造作」に取り掛かったのが、見積書を提出してから15年後の弘化4年であったことを考慮すれば、この間工事が中断していたことは間違いないであろう。

また昌源寺本堂工事を中断していた時期に、横田棟梁は天保2年（1831）八幡村觀音堂（梁川町八幡）、天保5年（1834）正学院觀音堂（小野町浮金）、天保9年（1838）觀音堂（所在地不明）、天保11年（1840）大徳山地蔵院本堂（船引町船引）、同年臥龍山興國寺鐘樓（梁川町富野）、天保13年（1842）臥龍山興國寺本堂、天保15年（1844）木幡山治陸寺護摩堂（東和町

木幡)などを建立している。これだけの仕事をこなしていることからすれば、昌源寺本堂工事の中止の可能性はかなり高いものであったといえよう。

さて、昌源寺に関する普請文書からみた普請過程は、大きく「建前」と「造作」に分けられるが、前項での考察の結果「建前」と「造作」の普請過程は同じであると考えられる。すなわち普請過程は設計－契約－施工のプロセスを踏襲している。ここでは各段階の具体的な内容についてみるとする。

4-1 設計段階

設計段階には、図面－木割帳－見積書が作成されるが、それについてその内容を検討する。

1) 図面

昌源寺本堂に関する図面は、「建前」関係に「内外來光上之組物小ふし鼻」「外陳家来虹梁」「表中之間蛙股・外陳八尺間虹梁・内陳八尺間虹梁」「扇垂木大略國(ママ)」があり、「造作」関係に「須弥檀正図」「前机」があり、軒伏図を除けば、詳細図しか残されていない。

他の横田家大工文書をみると、図面として平面図・立面図・断面図・小屋伏図・規矩図・詳細図・絵様図などが残されているので、昌源寺本堂においても前記以外の図面が書かれたものと考えられる。

2) 木割帳

木割帳には設計された建物の各部材の寸法と数が、材種別に記される。現在、木工事で作成される木材明細書に相当するものである。この木割帳は、用材を集め、木取りを行うために必要であるばかりか、各部材の設計寸法を決定するためのものもあり、また見積りをするための積算根拠にもなる。

昌源寺本堂に関する木割帳には、「建前」関係に「御客殿木割扣帳」「本堂并建木割簿」「造作」関係に「殿堂造作木割帳」がある。

3) 見積書

見積には、工数と作料の二種類の見積がある。

工数の見積は、部位の1坪当たりあるいは部材の1本当たりの工数に、坪数あるいは本数を乗じて求められる。また作料の見積りは、1人当たりの作料に工数を乗じて求められる。1人当たりの作料は、具体的な記述ではなく、時代によって標準的相場があったと考えられるが、棟梁の胸先3寸によって決定されることもある。

昌源寺本堂造作に関する1人当たりの作料を、「船生山殿堂造作積立扣帳(天保3年5月)」によって求めてみる。「長押之部」の作料を見ると

二間半長押	1両 0分 1朱 195文 (2分 2朱 195文)
二間半長押	1分 0朱 0文 (1分 2朱 0文)
三間半長押	2分 2朱 195文 (1分 2朱 0文)
七尺五寸長押	2分 1朱 0文 (2朱 0文)
一間長押	3朱 0文 (1朱 195文)
袋戸上下長押	1両 2分 3朱 0文 (3分 2朱 0文)
位牌堂開山堂		
迄長押二間半	1分 0朱 0文 (2朱 0文)
	2両10分10朱 390文 (7分13朱 390文)
	= 4両 3分 1朱 0文 (2両 2分 2朱 0文)

となっている。この関係から金－銭交換比率を求めるとき、1両=4分=16朱=6,240文となる。したがって「長押之部」の総作料は30,030文(16,380文)となり、総工数が154人(84人)であるから、1人当たりの作料は195文となる。

また「昌源寺請切造作積り書(弘化4年)」によれば、金－銭交換比率は1両=6,440文、1人当たりの作料は230文となる。

ところで「覚(弘化4年4月12日)」に、扶持米の残り分24俵半を11両2分2朱267文に換金したことが記されているが、これによると当時の米相場は、1両=6,440文のとき米1俵=1分3朱241.5文となる。また扶持米は1人当たり1.43升であった。

昌源寺本堂の総工事費は「建前」工事費(「昌源寺建前之仕訳書」による)・追加工事費(「覚」による)・「造作」工事費(「殿堂造作渡方一札之事」による)の合計によって算出される。

「建前」工事費／70両 1分 0朱 0文	1967人	扶持米 12両2分 371文分
追加工事費／31両	868人	31俵
3両 2分 0朱 100文	98人	3俵
「制作」工事費／60両	1680人	60俵
		94俵12 両2分 371文
161両 3分 100文	4613人	

昌源寺本堂の坪数は、およそ66.4坪であるから、坪当たりの作料は2両1分2朱370文、坪当たりの工数は69.5人となる。

4-2 契約段階

昌源寺本堂の「制作」に関する契約書として「殿堂造作渡方一札之事」があるが、「建前」に関する契約書は見あたらない。しかしながら、たとえば大徳山地蔵院本堂の「客殿造営番匠元山請合一札之事」、円楽寺観音堂の「御堂造営番匠請合一札之事」、秋田山龍穀院本堂の「指上申御普請受合一札之事」、八幡村観音堂の「御堂造営番匠請合一札之事」、浮金村正学院観音堂の「御堂造営番匠請合一札之事」、臥龍山興国寺鐘楼の「鐘樓堂造堂大工請合之事」、木幡山護摩堂の「護摩堂御普請請合一札之事」、産湯宝山金剛寺本堂の「殿堂建前大工渡一札之事」、楓葉八幡宮本殿の「八幡宮造営大工方江相渡申一札之事」、岩城平稻荷宮の「御本社并ニ拝殿幣殿神樂殿大工彫工屋根方并ニ請合一札之事」、駒形稻荷宮本殿の「御本宮番匠請合一札之事」、羽黒山本殿の「羽黒山御本社大工元山請合一札之事」、吉田氏住宅の「御館造営番匠請合一札之事」、山川氏住宅の「御館造営番匠請合一札之事」、村上氏住宅の「大越村上氏御館造営番匠請合一札之事」、針湯温泉の「針湯温泉諸普請大工請合一札之事」など、多くの場合、施主との間で請負契約が取り交わされていること、また産湯宝山金剛寺本堂の場合「建前」に関する工事契約を取り交わしていることからすれば、昌源寺本堂においても施主との間に「建前」に関する契約が取り交わされたものと考えられる。

ところで昌源寺本堂の「殿堂造作渡方一札之

事」の全文をここにあげれば、以下のようになる。

一 仕様書之儀は願置く證文之通り尤天井板位牌堂開山堂等之儀同所障子等迄至而手掛致候筈右ニ而渡方金六拾両ニ六拾俵也右之通ニ而相渡為手付金三両也相渡則證文書添願置候処實正ニ御座候以後此御普請之儀ニ付何方とも何之故障筋無之候萬一何様之儀ニ而も有之節ハ拙者共引受聊貴殿之迷惑相掛申間敷為後日仍而如件

弘化四末十月

昌源寺 印

両村名主

同大世話人

横田塙左衛門様

これをみると、契約の内容として①工事の範囲②工事請負金額③手付金の支払い④問題が生じたときの対応などについて記されている。

またここに記された昌源寺の「制作」に関する契約の内容が一般的であったかどうか判断するためには、その他の契約の例と比較する必要がある。そこで木幡山護摩堂の「護摩堂御普請請合一札之事」を取り上げることにする。

一 惣桁間式丈壱尺七寸九分五厘式毛妻惣間ニ垂木五拾六枝妻
惣間壱丈八尺六寸八分壱厘六毛垂木拾八本唐様出組作り向
拝軒唐破風入母屋付込茅下地柱通り 虹梁組物迄襤ヲ相用
二軒縋破風其外虹梁小屋組等之義者其場ニ應し尤夥物之義
者別紙ニ相印シ造作ハ階段高蘭長押唐扉並扉格子蔀内陣通
り檀裏板者向天井其外ハ差上置候岡面之通り仕立揚可申候
右ニ而大工元山彫物迄受取高金七拾両也
右之通り相定只今為手附金壱両也儘ニ請取申所實正ニ御座
候残作料之義者細工取附次第追々御渡し被下候筈尤野菜薪等
者被下夜具世帯道具者細工中御貸し被下候筈ニ御約束候御
大切之細工請合候上ハ何様之変義御座候共聊御苦勞ニ相掛
申間敷く万々一相談之者共ノ内如何様成不應之義出来候共
番匠以捉ヲ屹度取捌埒明可申候為後證之仍而如件

天保十五年辰三月

番匠棟梁

三春広瀬 横田塙左衛門

弟子同村 渡辺工作

同 先崎工吉

同 赤坂工藏

受合同領荒和田

遠藤源七郎

木幡山

御院代様

この契約の内容は①建物の規模・構造形式②工事範囲③請負金額④手付金の支払い⑤野菜・薪の支給と夜具・世帯道具の貸与⑥問題が生じたときの対応などが記されている。昌源寺本堂の「造作」に関する契約との相違は、建物の規模・構造形式、野菜・薪の支給と夜具・世帯道具の貸与についての記述がないことである。前者は「造作」工事であるから無くて当然であり、後者は「建前」工事の契約時にすでに盛り込まれていたと考えることができる。

4-3 施工段階

1)出面帳

出面帳として、昌源寺本堂建立に関して残っている文書に、「覚」（弘化4年11月～嘉永元年12月）がある。また工数と作料を併記した文書として、「昌源寺十月改 同十一月改」（弘化4年）と「折上天井内外并ニ朱輪須弥裏迄不残」がある。特に工数・作料を併記した後者の文書によると、棟梁杔左衛門・善蔵・寅吉・工八・工四郎の名があるが、棟梁の稼働日数をみると、他の大工に対して1／6程度しかなく、極端に少ないことがわかる。これは実際の「造作」工事が実質的に善蔵・寅吉・工八・工四郎の四人で行われ、棟梁は施工監理を含め、この大工集団をまとめる役割を果たしていたことを物語っている。

出面帳をつけるのは、見積工数に対して実際の工事でかかった工数がその範囲内に納まっているかどうかを確認するためであるのはもちろんのこと、この出面帳をもとに各大工の作料（賃金）を支払うために必要な書類であった。また当然、そのデータが次の建物の普請見積に生かされていたと考えられる。

ところで昌源寺本堂工事に関して3人の棟梁

の名がみえる。「船生山昌源寺御客殿木割扣帳」（文政12年）に棟梁規龍、「船生山殿堂造作積立扣帳」「船生山殿堂造作積帳」（天保3年）に棟梁横田母九財門、「米金渡方」（弘化3年）「昌源寺建前之仕訳書」「殿堂造作渡方一札之事」「金子渡方簿」（弘化4年）に棟梁横田杔左衛門の名が記載されている。「横田家大工文書の研究（1）」⁴⁾によると、杔左衛門は蜘蛛流3代目棟梁であり、規龍は2代目棟梁の子規義、母九財門はその弟で4代目を継いだ広治（善次郎）と考えられる。これらの棟梁の役割は、木割を規龍、見積を母九財門、契約・施工監理を杔左衛門というように、それぞれ分担されていたことが窺われる。

また昌源寺本堂建立の時期は、蜘蛛流棟梁が3代目から4代目に世代交代する時期であり、5代目の善作（寅吉）も昌源寺本堂工事に関与している⁵⁾。その意味では、実際に建立棟数が最も集中している天保・弘化・嘉永のこの時期こそ、蜘蛛流棟梁横田氏の全盛期であったといえよう。

2)入用帳・通帳

大工の作料（賃金）の支払方法は、金銭によるものと扶持米によるものとがある。米は「御寺 大工様 諸通」（嘉永元年）によると、米屋と思われる原市から各大工の作料として時々支給されている。ある大工がだいたい4人分の米を原市から何日分かまとめて受け取り、1カ月にほぼ10～15斗受け取っている⁶⁾から、工事現場で貯いに使ったり、作料としてそれぞれ分けたものと考えられる。米は原市から借買で購入し、後で棟梁が清算していたものと考えられる。味噌・醤油は「味噌之通」（嘉永元年）によると、同じく原市から1回に3匁、1カ月に2回程度受け取っている。味噌・醤油は借買で購入され、後で昌源寺が清算したものと考えられる。

作料としての金銭は、出面帳によって各大工の稼働日数が把握されているので、その日数に1人工あたりの金銭（この時期は230文、ただしこれは見積金額であって実際の支給額はさら

に少なかったことも考えられる。)を掛けて渡していたと考えられる。月に1度10両程度のまとまった金銭が昌源寺から支払われているので、月給として各大工に支払われていたと考えられる。

5. おわりに

横田家大工文書の分析と考察を通して、大工棟梁横田氏の建築生産の実態が明らかになったと考えられるが、改めて結論を要約する。

- (1) 昌源寺本堂工事に関する文書は、「建前」と「造作」に分けることができる。
- (2) 「建前」「造作」に関して、設計－契約－施工の各段階で、それぞれ必要な書類が作成された。
- (3) 設計段階では図面・木割帳・見積書が、契約段階では請負の契約書が、施工段階では出面帳・入用または通帳がそれぞれ作成された。
- (4) 図面として、昌源寺に関しては軒伏図・詳細図・絵様図が残されていたが、その他に平面図・立面図・断面図・小屋伏図・規矩図が書かれたと考えられる。
- (5) 木割帳には、設計された建物の各部材の寸法と数が、材種別に記された。
- (6) 見積書には、工数と作料の2種類の見積が記された。工数の見積は、部位の1坪当たりあるいは部材の1本当たりの工数に、坪数あるいは本数を掛けて求められた。作料の見積は、1人当たりの作料に総工数を掛けて求められた。
- (7) 一般的に契約は、「建前」「造作」「彫刻」を含めた工事全体の請負形式で行われる。契約書には①建物の規模・構造形式、②工事範囲、③工事請負金額、④手付金の支払い、⑤野菜・薪の支給と夜具・世帯道具の貸与、⑥問題が生じたときの対応などの内容が記載されていたと考えられるが、昌源寺の場合の「造作」に関しては、①⑤が省略されていた。

(8) 出面帳は、1日当たり実際に稼働した大工の工数を記録したものであり、見積工数のチェック、作料支払いのデータ、後の見積のデータとしての意味がある。

(9) 入用・通帳は、作料の支払いを記録したものである。作料の支払方法には、金銭によるものと、扶持米によるものがある。金銭は施主から棟梁を通して各大工に支給され、米・味噌・醤油は施主から商家を通して借買の形式で支給された。ただし米は金銭に換算されて支払われたこと也有った。

註

- 1)『滝根町古文書調査報告4』(滝根町史資料集第10集) 1986, 滝根町教育委員会 pp1-26
- 2)『滝根町建物調査報告6』(滝根町史資料集第20集) 1991, 滝根町教育委員会 pp3-10
- 3)「殿堂造作渡方一札之事」には「六拾両ニ六拾俵」「覚」には「諸取高三拾壹両ニ三拾壹俵也」とあるから、建前の作料は「六拾六両ニ六拾六俵」であったと考えられる。
- 4)拙稿「横田家大工文書の研究(1)」共栄学園短期大学研究紀要 第11号 pp165-178
- 5)「金子渡方簿」(弘化4年)にみられる寅吉、「御寺 大工様 諸通」にみられる善作が該当する。
- 6)嘉永元年7月に支給された米は14.5斗、米代金の内として800文であった。

なお、本論文は五ノ井浩二による1991年度修士論文「横田家大工普請文書の研究」(早稲田大学)を参考文献としている。

SYNOPSIS

Consideration on the Architectural Works by Master Builders, the Yokotas

Dr. SHIRAI hiroyasu
GONOI koji

This paper provides our analysis and consideration on architectural works done by master builders, namely the Yokota family in the era from the late Edo to early Meiji. We have focused especially the Main Hall of Shogennji Temple, constructed by them, depending on some architectural documents. As a result that we analysed these documents, we can point out some findings as follows:

Firstly, it seems to be possible to divide the documents concerned with the construction of the Shogenji Main Hall into two categories, "tatemae" and "zosaku".

Secondly, on the process of its design, contract and construct, the master builders, or the Yokota family had recorded some papers needed to do that. In its design, they did "Kiware-cho", or a sort of recorded document that included a size and number of the materials of this building. Facing a contract as well, they recorded a contract paper. As for its construction, they also recorded "Dezura-cho" or a sort of document including the number of working days and "Nyuyo/Kayoi-cho" memorizing the receipts of money, or rice, miso and soy sause as money's substitute.